



「SDGs って何？ 私たちと未来をつなぐ 17 の目標」 vol.11

今回は SDGs 最後の目標、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。

【目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう】

SDGs の目標 17 は、「一人では解決できない課題を、国・企業・NPO・個人など、あらゆる関係者が協力して解決しよう」という SDGs の締めくくりであり、実現の鍵となる目標です。

上島町でも、地域内外の連携を深める取り組みが進んでいます。ここでは、その具体例をご紹介します。

・食品ロス削減と特産品 PR の協定

2023 年 3 月、上島町は愛媛銀行、株式会社クラダシと「上島町における SDGs の推進に係る食品ロス削減および特産品 PR に向けた連携協定」を締結しました。

この協定は、担い手不足による未収穫産品の解消や食品ロスを減らすとともに、町の特産品 PR と地域活性化を図ることを目的としています。さらに、この協定の事業の一環として農作業のインターンシップも実施されました。こうした連携は、地域課題の解決と持続可能な社会づくりに大きな力を発揮しています。

・あなたもパートナーシップの輪に！

パートナーシップと聞くと、大きなことをしなければならないように感じるかもしれませんが、でも、特別なことは必要ありません。例えば、

- ・地域の行事に参加する。
- ・近所の人とあいさつをする。
- ・町の取り組みに関心をもつ。

こうした小さな関わりが集まって、地域をより良くしていきます。



SDGs の目標 17 は、「誰一人取り残さない未来をつくるために、みんなで手を取り合おう」というメッセージです。これからも、みんなで力を合わせて、住みよい街を一緒につくっていきましょう。

■ 問い合わせ

企画情報課 ☎77-2500

● 問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011

- ・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ・代理人が手続きを行う場合は、本人からの委任状

※すでに申出により方書記載をしている方は、手続きは必要ありません。

※平成 25 年 2 月 1 日以降に転入・転居された方は、すでに方書が記載されていますので、手続きは必要ありません。

団地やアパート等にお住いの方については、住民票に方書（建物名・部屋番号等）を記載します。方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。これらの問題を解消するため、住民票に方書記載がされていない方は、お近くの支所で住民票への方書追加の手続きをお願いいたします。

住民票への方書記載について



新婚のおふたりを支援します

ー上島町結婚新生活支援事業ー



若い世帯の方々の新婚生活の門出を応援するため、令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出・受理された夫婦に対し、引越し費用等の支援を行っています。

【対象経費】

住居費

結婚を機に新たに物件を新築・購入した費用
物件を貸借する際に要した費用で、敷金・礼金・※共益費・仲介手数料・※月額家賃
※共益費・月額家賃は共益費・月額家賃以外の助成申請に係る合計金額が 30 万円に満たない場合のみ対象となります。
※勤務先から住居手当が支給されている場合は手当分を差し引いたものとしします。



引越し費用

引越し・運送業者支払費用
※個人で実施する引越しに要する経費は対象外です。



リフォーム費用

所有権のある物件のリフォーム費用
※賃貸等所有権のない物件は対象外です。



時短・省エネ家電の購入費用

時短家電
洗濯機、掃除機等の購入費用
省エネ家電
電気冷蔵庫、照明器具等の購入費用

※家電リサイクル料や処分費用、付属品等購入費用、中古品購入費用等は対象外です。



- ③ 婚姻日における年齢が、夫婦の双方または一方が 30 歳以上であり、かつ夫婦の双方が 40 歳未満であり、かつ世帯所得が 500 万円未満であること。
- ④ 助成対象となる住居が上島町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。
- ⑤ 夫婦ともに町民税等を滞納していないこと。
- ⑥ 夫婦ともに上島町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑧ 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

【助成金の上限額】

- ① 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下であり、かつ世帯所得が 500 万円未満の夫婦 80 万円以内（住居費・引越し費用・リフォーム費用で上限 60 万円以内、時短・省エネ家電購入費用で上限 20 万円以内）
- ② 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下であり、かつ世帯所得が 500 万円以上 660 万円未満 40 万円以内（住居費・引越し費用・リフォーム費用で上限 20 万円以内、時短・省エネ家電購入費用で上限 20 万円以内）
- ③ 婚姻日における年齢が、夫婦の双方または一方が 30 歳以上であり、かつ夫婦の双方が 40 歳未満であり、かつ世帯所得が 500 万円未満 30 万円以内（住居費・引越し費用・リフォーム費用、時短・省エネ家電購入費用で上限 30 万円以内）

なお、申請内容に応じて提出していただく書類があります。詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。か住民課または町民生活課にお問い合わせください。

【申込期限】

令和 8 年 3 月 31 日（可能であれば 2 月末までに事前相談をお願いします。）

【対象世帯】

令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出・受理された夫婦で①から③のいずれかに該当し、かつ④から⑧のいずれにも該当する新婚世帯

- ① 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下であり、かつ世帯所得が 500 万円未満であること。
- ② 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下であり、かつ世帯所得が 500 万円以上 660 万円未満であること。

■ 申請・問い合わせ先

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000 岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011